

|                 |                                                                                      |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和 5年 8月 9日 <span style="float: right;">第214号</span>                                 |  |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話 [052] 972-2246<br>編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長<br>発行人 |  |

| 目                                                                        | 次                    | ページ |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----|
| <b>規 則</b>                                                               |                      |     |
| ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則                                                | (住都・総務課) (第75号)      | 4   |
| ○ 公印規則の一部を改正する規則                                                         | (総務・法制課) (第76号)      | 6   |
| <b>告 示</b>                                                               |                      |     |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の指定                                                        | (健福・介護保険課) (第406号)   | 7   |
| ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止                                                        | (健福・介護保険課) (第407号)   | 10  |
| ○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん                                                | (住都・住宅管理課) (第408号)   | 13  |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について                         | (環境・地域環境対策課) (第409号) | 21  |
| ○ 事後調査結果中間報告書（工事中）について                                                   | (環境・地域環境対策課) (第410号) | 22  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 | (健福・保護課) (第411号)     | 25  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 | (健福・保護課) (第412号)     | 31  |
| ○ 道路に関する告示                                                               | (緑土・道路利活用課) (第413号)  | 34  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定   | (健福・保護課) (第414号)     | 36  |
| ○ 名古屋市総合体育館の臨時休館について                                                     | (ス市・スポーツ施設室) (第415号) | 37  |
| ○ 指定管理者の指定の変更について                                                        | (ス市・スポーツ施設室) (第416号) | 38  |
| <b>選 挙 管 理 委 員 会 規 程</b>                                                 |                      |     |
| ○ 名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程                                          | (第 2号)               | 39  |
| <b>教 育 委 員 会 告 示</b>                                                     |                      |     |
| ○ 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について                                             | (第19号)               | 42  |
| <b>上 下 水 道 局 告 示</b>                                                     |                      |     |

|                                               |        |    |
|-----------------------------------------------|--------|----|
| ○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正 | (第13号) | 43 |
|-----------------------------------------------|--------|----|

---

公

告

|                                 |            |    |
|---------------------------------|------------|----|
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (経済・地域商業課) | 44 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (経済・地域商業課) | 46 |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (経済・地域商業課) | 48 |

---

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第75号）

#### 1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

#### 2 施行期日

令和 5年 8月 1日から施行します。

### ○ 公印規則の一部を改正する規則（第76号）

#### 1 改正内容

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2年法律第70号）第38条第 1項の規定による収去の実施に伴い、食肉衛生検査所印を作成します。（別表関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

## 名古屋市規則第75号

### 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表大生荘の項中

|                                                          |   |                                                                                                                          |        |
|----------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 「<br>1 号から 3 号まで、7<br>号、8 号、13 号及び 15<br>号から 83 号まで<br>」 | を | 「<br>1 号、3 号、7 号、8<br>号、13 号、16 号から 22<br>号まで、24 号から 36 号<br>まで、38 号から 61 号ま<br>で、63 号から 70 号まで<br>及び 72 号から 83 号まで<br>」 | に改め、同表 |
|----------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

第二大生荘の項中

「  
1 号から69号まで  
」  
を  
「  
1 号、3 号から19号ま  
で、21号から34号ま  
で、36号、37号及び39  
号から69号まで  
」  
に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第76号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。  
別表課長・室長（課長に相当する職に限る。）印の項の次に次のように加える。

|          |                   |      |                                  |       |              |  |
|----------|-------------------|------|----------------------------------|-------|--------------|--|
| 食肉衛生検査所印 | やま<br>と<br>古<br>字 | 方 21 | <div>名古屋市<br/>食肉衛生<br/>検査所</div> | 一般文書用 | 食肉衛生<br>検査所長 |  |
|----------|-------------------|------|----------------------------------|-------|--------------|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 406号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

| 事業者の名称      | 事業所の名称                | 事業所の所在地                | 指定年月<br>日      | サービスの種類          |
|-------------|-----------------------|------------------------|----------------|------------------|
| 株式会社リトルステップ | ジャスト訪問<br>看護ステーション出来町 | 名古屋市東区出来町一丁目 1番<br>7号  | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 |
| 株式会社フェニックス  | 訪問看護ステーション フェニックス     | 名古屋市北区三軒町33番地          | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 |
| 株式会社かなで     | 訪問看護ステーションかなエール       | 名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目54<br>番地 | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 |
| 株式会社リベルケア   | 訪問看護リベル 有松            | 名古屋市緑区鎌倉台二丁目 827<br>番地 | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 |

2 指定居宅サービス事業者

| 事業者の名称                      | 事業所の名称                           | 事業所の所在地                          | 指定年月<br>日      | サービスの種類 |
|-----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------|---------|
| 株式会社T a<br>c k a r .        | スミール訪問<br>介護                     | 名古屋市千種区<br>南明町 1丁目11<br>番地       | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| 有限会社ワン<br>ワールド              | デイサービス<br>リタ                     | 名古屋市西区上<br>堀越町 3丁目37<br>番地       | 令和 5年<br>7月 1日 | 通所介護    |
| 株式会社いず<br>み                 | 訪問介護いず<br>み                      | 名古屋市中区富<br>士見町13番19号             | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社BM<br>A S               | 訪問介護事業<br>所BMA S                 | 名古屋市昭和区<br>吹上町 1丁目35<br>番地の 1    | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| スターツケア<br>サービス株式<br>会社      | ケアステーシ<br>ョンきらら桜<br>山訪問介護事<br>業所 | 名古屋市瑞穂区<br>中山町 6丁目 1<br>番地の 2    | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社 I F                    | 訪問介護ステ<br>ーション I<br>F            | 名古屋市中川区<br>吉津三丁目2405<br>番地       | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社w i<br>t h s h i<br>n y | 訪問介護シャ<br>イニー                    | 名古屋市中川区<br>西 中 島 一 丁 目<br>1008番地 | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社C h<br>i b u n          | 土屋訪問介護<br>事業所 名古<br>屋緑センター       | 名古屋市緑区滝<br>ノ水四丁目2101<br>番地       | 令和 5年<br>7月 1日 | 訪問介護    |
| 株式会社ツク<br>イ                 | ツクイ名古屋<br>緑水広                    | 名古屋市緑区水<br>広一丁目1603番<br>地        | 令和 5年<br>7月 1日 | 通所介護    |



|             |                 |                              |              |      |
|-------------|-----------------|------------------------------|--------------|------|
| 株式会社ハッピーシニア | ハッピーシニア訪問介護サービス | 名古屋市名東区<br>牧の里三丁目<br>104番地の2 | 令和5年<br>7月1日 | 訪問介護 |
| 株式会社エム      | アイ訪問介護          | 名古屋市天白区<br>島田四丁目2711<br>番地   | 令和5年<br>7月1日 | 訪問介護 |

### 3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

| 事業者の名称     | 事業所の名称                | 事業所の所在地                       | 指定年月日        | サービスの種類                        |
|------------|-----------------------|-------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 株式会社ソラスト   | 小規模多機能型居宅介護<br>ソラスト向山 | 名古屋市昭和区<br>向山町3丁目30<br>番地     | 令和5年<br>7月1日 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 株式会社安心福祉の会 | 癒しデイサービス 和愛           | 名古屋市中川区<br>大当郎三丁目<br>2012番地の2 | 令和5年<br>7月1日 | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護   |

### 4 指定地域密着型サービス事業者

| 事業者の名称       | 事業所の名称      | 事業所の所在地                   | 指定年月日        | サービスの種類   |
|--------------|-------------|---------------------------|--------------|-----------|
| ワンダフルライフ株式会社 | リハビリセンター福祿寿 | 名古屋市天白区<br>元八事五丁目87<br>番地 | 令和5年<br>7月1日 | 地域密着型通所介護 |

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 407号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

| 事業者の名称           | 事業所の名称            | 事業所の所在地                    | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類                                                  |
|------------------|-------------------|----------------------------|----------------|----------------------------------------------------------|
| 株式会社アップ<br>ロワールド | マミー訪問看<br>護ステーション | 名古屋市中川区<br>八田町1813番地       | 令和 5年<br>5月 1日 | 訪問看護<br>介護予防訪問看護                                         |
| 株式会社ミッ<br>ク      | 株式会社ミッ<br>ク       | 名古屋市中川区<br>江松五丁目1160<br>番地 | 令和 5年<br>5月30日 | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具<br>貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉<br>用具販売 |

2 指定居宅サービス事業者

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 届出受理<br>年月日 | サービスの種類 |
|--------|--------|---------|-------------|---------|
| 一般社団法人 | ケアサポート | 名古屋市西区名 | 令和 5年       | 訪問介護    |

|                      |                      |                        |                |      |
|----------------------|----------------------|------------------------|----------------|------|
| 四季の援                 | ありがとう                | 西二丁目 5番 5号             | 5月12日          |      |
| 特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク | イマジン                 | 名古屋市中川区五女子一丁目11番21号— 2 | 令和 5年<br>5月25日 | 通所介護 |
| 株式会社A I W A          | A I W A訪問介護事業所       | 名古屋市天白区土原一丁目 325番地の 2  | 令和 5年<br>5月26日 | 訪問介護 |
| 株式会社リョウパートナーズ        | 訪問介護 パレット            | 名古屋市千種区京命一丁目12番29号     | 令和 5年<br>5月30日 | 訪問介護 |
| 一般社団法人日本福祉協議機構       | 季楽ヘルパーステーション<br>春夏秋冬 | 名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地     | 令和 5年<br>5月30日 | 訪問介護 |

### 3 指定地域密着型サービス事業者

| 事業者の名称     | 事業所の名称                                 | 事業所の所在地            | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類                |
|------------|----------------------------------------|--------------------|----------------|------------------------|
| 有限会社ワンワールド | デイサービス<br>リタ                           | 名古屋市西区上堀越町 3丁目37番地 | 令和 5年<br>5月19日 | 地域密着型通所介護              |
| 医療法人あいち診療会 | 医療法人 あいち診療会<br>看護小規模多機能型居宅介護事業所 「憩いの庄」 | 名古屋市緑区籠山一丁目 120番地  | 令和 5年<br>5月29日 | 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） |
| 社会福祉法人     | デイサービス                                 | 名古屋市緑区大            | 令和 5年          | 地域密着型通所介護              |

|       |        |                |       |   |
|-------|--------|----------------|-------|---|
| 日進福祉会 | センター大高 | 高町字東千正坊<br>6番地 | 5月30日 | 護 |
|-------|--------|----------------|-------|---|

#### 4 指定居宅介護支援事業者

| 事業者の名称       | 事業所の名称                  | 事業所の所在地                       | 届出受理<br>年月日    | サービスの種類 |
|--------------|-------------------------|-------------------------------|----------------|---------|
| 株式会社井森<br>舎  | やすらぎ案                   | 名古屋市昭和区<br>花見通 2丁目11<br>番地    | 令和 5年<br>5月10日 | 居宅介護支援  |
| 合同会社T S<br>S | そるとケアプ<br>ランセンター        | 名古屋市瑞穂区<br>前田町 2丁目12<br>番地の 2 | 令和 5年<br>5月24日 | 居宅介護支援  |
| 株式会社ア<br>ース  | 居宅介護支援<br>事業所アース<br>プラン | 名古屋市天白区<br>元八事二丁目<br>102番地    | 令和 5年<br>5月30日 | 居宅介護支援  |

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

## 名古屋市告示第 408号

### 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 5年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

## 第 1 一般世帯向け区分

### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 6年 2月29日までに全員で入居できるもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年8月21日（月）から同月31日（木）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年8月21日（月）から同月31日（木）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

#### ウ 住まいの窓口

令和5年8月21日（月）から同月30日（水）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、第 4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 5年 8月22日（火）から同月31日（木）まで。ただし、期間内の  
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 5年 9月19日（火） 午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 165戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学  
校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 141戸

### 第 3 多家族・多子世帯向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

#### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### 5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

### 第 4 単身者向け区分

#### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの



- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）  
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

## 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

## 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 150戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成29年度第 2回一般募集から令和 5年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成29年度第 2回一般募集から令和 5年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 409号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区則武一丁目1001番 1の一部

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

## 名古屋市告示第410号

### 事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第34条において準用する第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から「中央新幹線 品川・名古屋間」に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その3）（名古屋市）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年8月1日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 丹羽 俊介  
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
- 2 対象事業の名称及び種類  
中央新幹線 品川・名古屋間  
新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
- 3 対象事業の実施予定地  
起点：東京都港区  
終点：愛知県名古屋市  
主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日  
令和5年7月21日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間  
(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号  
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）  
（名古屋市役所東庁舎 5 階）
- イ 名古屋市東区筒井一丁目 7 番 74 号  
東区役所
- ウ 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号  
北区役所
- エ 名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号  
西区役所
- オ 名古屋市中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1  
中村区役所
- カ 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号  
中区役所
- キ 名古屋市中川区高畑一丁目 2 2 3 番地  
中川区役所
- ク 名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号  
守山区役所
- ケ 名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号  
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）  
（伏見ライフプラザ 13 階）

## (2) 縦覧期間

令和 5 年 8 月 1 日（火）から同月 15 日（火）まで。ただし、地域環境対策課並びに東区役所、北区役所、西区役所、中村区役所、中区役所、中川区役所及び守山区役所（以下「区役所」という。）にあっては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあっては月曜日を除きます。

## (3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課及び区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 411号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

|           |   |                        |
|-----------|---|------------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社ひまわり               |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地     |
| 介護事業所の名称  |   | 介護ステーションひまわり           |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中村区下中村町 2丁目16番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地     |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 6月 1日            |

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社ハイス               |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1 |
| 介護事業所の名称  |   | 訪問介護事業所ルドスィエ          |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市昭和区檀溪通 1丁目18番地    |

|           |             |                       |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 地         | 新           | 名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 6月 1日 |                       |

|                   |                       |                       |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | 株式会社ハート               |                       |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 名古屋市中川区東起町 3丁目20番地の 1 |                       |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | 訪問介護事業所のっぼ            |                       |
| 介 護 事 業 所 の 所 在 地 | 旧                     | 名古屋市中川区東起町 3丁目20番地の 1 |
|                   | 新                     | 名古屋市港区当知四丁目 106番地     |
| 変 更 年 月 日         | 令和 5年 4月 1日           |                       |

## 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

|                   |                  |                              |
|-------------------|------------------|------------------------------|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | キョーワライブケア株式会社    |                              |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 名古屋市東区泉二丁目26番 2号 |                              |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | 旧                | キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店    |
|                   | 新                | キョーワこども訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店 |
| 介 護 事 業 所 の 所 在 地 | 名古屋市東区泉二丁目26番 1号 |                              |
| 変 更 年 月 日         | 令和 3年 4月 6日      |                              |

|                   |                           |                 |
|-------------------|---------------------------|-----------------|
| 介 護 事 業 者 の 名 称   | 旧                         | 金沢QOL支援センター株式会社 |
|                   | 新                         | 株式会社リハス         |
| 介 護 事 業 者 の 所 在 地 | 石川県金沢市広岡 3丁目 3-77         |                 |
| 介 護 事 業 所 の 名 称   | 訪問看護・リハビリステーション「リハス」名古屋瑞穂 |                 |
| 介 護 事 業 所 の 所 在 地 | 名古屋市瑞穂区彌富町字月見ヶ丘25番地の 7    |                 |
| 変 更 年 月 日         | 令和 5年 6月30日               |                 |

|                 |   |        |
|-----------------|---|--------|
| 介 護 事 業 所 の 名 称 | 旧 | 栗崎歯科医院 |
|-----------------|---|--------|

|           |                |              |
|-----------|----------------|--------------|
|           | 新              | くりさき歯科・こども歯科 |
| 介護事業所の所在地 | 名古屋市港区錦町 2番20号 |              |
| 変 更 年 月 日 | 平成29年 4月 1日    |              |

|           |                   |                    |
|-----------|-------------------|--------------------|
| 介護事業者の名称  | 株式会社恵             |                    |
| 介護事業者の所在地 | 名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地 |                    |
| 介護事業所の名称  | 訪問看護ステーションMG K24  |                    |
| 介護事業所の所在地 | 旧                 | 名古屋市緑区左京山 451番地の 2 |
|           | 新                 | 名古屋市緑区鎌倉台一丁目 211番地 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 6月 1日       |                    |

### 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

|           |                |              |
|-----------|----------------|--------------|
| 介護事業所の名称  | 旧              | 栗崎歯科医院       |
|           | 新              | くりさき歯科・こども歯科 |
| 介護事業所の所在地 | 名古屋市港区錦町 2番20号 |              |
| 変 更 年 月 日 | 平成29年 4月 1日    |              |

### 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

|           |             |                   |
|-----------|-------------|-------------------|
| 介護事業所の名称  | 松原薬局本店      |                   |
| 介護事業所の所在地 | 旧           | 名古屋市中区松原二丁目 4番17号 |
|           | 新           | 名古屋市中区松原二丁目 4番15号 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 5月 1日 |                   |

|           |                |              |
|-----------|----------------|--------------|
| 介護事業所の名称  | 旧              | 栗崎歯科医院       |
|           | 新              | くりさき歯科・こども歯科 |
| 介護事業所の所在地 | 名古屋市港区錦町 2番20号 |              |
| 変 更 年 月 日 | 平成29年 4月 1日    |              |

### 5 通所介護

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社花の木            |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市西区枇杷島四丁目13番20号 |
| 介護事業所の名称  |   | 花の木デイサロンひまわり       |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市西区菊井一丁目11番10号  |
|           | 新 | 名古屋市西区枇杷島三丁目 1番 8号 |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 5月 1日        |

#### 6 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社あとらいず             |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中村区草薙町 1丁目10番地    |
| 介護事業所の名称  |   | アントレット                |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中村区長筈町 5丁目41番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市中村区剣町 146番地       |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 4月 1日           |

#### 7 居宅介護支援事業

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 医療法人珪山会            |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中村区太閤通 4丁目 1番地 |
| 介護事業所の名称  |   | 鵜飼病院居宅介護支援事業所      |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中村区寿町 6番地の 1   |
|           | 新 | 名古屋市中村区寿町30番地      |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 6月 1日        |

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 社会福祉法人しあわせあっくん        |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市瑞穂区大喜町四丁目15番地の 3  |
| 介護事業所の名称  |   | ケアプラン大喜               |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市瑞穂区大喜町 4丁目15番地の 6 |
|           | 新 | 名古屋市瑞穂区大喜町 2丁目79番地    |
| 変更年月日     |   | 令和元年 7月 1日            |

8 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社あとらいず             |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中村区草薙町 1丁目10番地    |
| 介護事業所の名称  |   | アントレット                |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中村区長篠町 5丁目41番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市中村区剣町 146番地       |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 4月 1日           |

9 予防専門型訪問サービス

|           |   |                        |
|-----------|---|------------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社ひまわり               |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地     |
| 介護事業所の名称  |   | 介護ステーションひまわり           |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中村区下中村町 2丁目16番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地     |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 6月 1日            |

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社ハート               |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中川区東起町 3丁目20番地の 1 |
| 介護事業所の名称  |   | 訪問介護事業所のっぽ            |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中川区東起町 3丁目20番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市港区当知四丁目 106番地     |
| 変更年月日     |   | 令和 5年 4月 1日           |

10 予防専門型通所サービス

|           |   |                     |
|-----------|---|---------------------|
| 介護事業者の名称  |   | 株式会社花の木             |
| 介護事業者の所在地 |   | 名古屋市中村区枇杷島四丁目13番20号 |
| 介護事業所の名称  |   | 花の木デイサロンひまわり        |
| 介護事業所の所在地 | 旧 | 名古屋市中村区菊井一丁目11番10号  |
|           | 新 | 名古屋市中村区枇杷島三丁目 1番 8号 |

|           |             |
|-----------|-------------|
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 5月 1日 |
|-----------|-------------|

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 412号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同  
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成  
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の  
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護  
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

| 介 護 機 関 名         | 所 在 地              | 廃止年月<br>日      |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 中日調剤介護ステーション「覚王山」 | 名古屋市千種区山門町 2丁目69番地 | 令和 5年<br>5月31日 |
| 中日調剤介護ステーション「六番町」 | 名古屋市熱田区八番二丁目 2番17号 | 令和 5年<br>6月 1日 |

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地             | 廃止年月<br>日 |
|-----------|-------------------|-----------|
| 小川歯科医院    | 名古屋市北区如意一丁目 123番地 | 令和 5年     |

|      |                    |                |
|------|--------------------|----------------|
|      |                    | 4月 1日          |
| 栗本歯科 | 名古屋市瑞穂区堀田通 6丁目 4番地 | 令和 5年<br>4月 1日 |
| 横井医院 | 名古屋市瑞穂区北原町 3丁目 8番地 | 令和 5年<br>6月30日 |

### 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地              | 廃止年月<br>日      |
|-----------|--------------------|----------------|
| 小川歯科医院    | 名古屋市北区如意一丁目 123番地  | 令和 5年<br>4月 1日 |
| 栗本歯科      | 名古屋市瑞穂区堀田通 6丁目 4番地 | 令和 5年<br>4月 1日 |
| 横井医院      | 名古屋市瑞穂区北原町 3丁目 8番地 | 令和 5年<br>6月30日 |

### 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地              | 廃止年月<br>日      |
|-----------|--------------------|----------------|
| 大曽根歯科アッシュ | 名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号 | 令和 5年<br>4月30日 |
| 小川歯科医院    | 名古屋市北区如意一丁目 123番地  | 令和 5年<br>4月 1日 |
| フタムラ薬局    | 名古屋市中村区太閤通 9丁目14番地 | 令和 5年<br>4月 1日 |
| 栗本歯科      | 名古屋市瑞穂区堀田通 6丁目 4番地 | 令和 5年<br>4月 1日 |
| 横井医院      | 名古屋市瑞穂区北原町 3丁目 8番地 | 令和 5年<br>6月30日 |



|       |                         |                |
|-------|-------------------------|----------------|
| さくら薬局 | 名古屋市南区中割町 1丁目30番地の<br>2 | 令和 5年<br>4月 1日 |
|-------|-------------------------|----------------|

#### 5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地             | 廃止年月<br>日      |
|------------------|-------------------|----------------|
| セントケアリフォーム栄<br>生 | 名古屋市西区栄生一丁目35番20号 | 令和 5年<br>4月30日 |

#### 6 居宅介護支援事業

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地                     | 廃止年月<br>日      |
|------------------|---------------------------|----------------|
| 虹ヶ丘居宅介護支援事業<br>所 | 名古屋市名東区代万町 3丁目11番地<br>の 2 | 令和 5年<br>4月30日 |

#### 7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地             | 廃止年月<br>日      |
|------------------|-------------------|----------------|
| セントケアリフォーム栄<br>生 | 名古屋市西区栄生一丁目35番20号 | 令和 5年<br>4月30日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第413号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年8月2日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

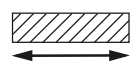
| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路 線 名   | 道 路 の 区 域              |                        |               |                  | 摘 要 |
|---------------|----------|---------|------------------------|------------------------|---------------|------------------|-----|
|               |          |         | 区 間                    | 変更<br>の<br>前<br>後<br>別 | 延 長<br>キロメートル | 幅 員<br>メートル      |     |
| 市道            | A        | 牛巻大喜新町線 | 名古屋市瑞穂区豊岡通2丁目41番地先から   | 前                      | 0.029         | 24.54            | 附 図 |
|               |          |         | 名古屋市瑞穂区瑞穂通5丁目17番の1地先まで | 後                      | 0.029         | 24.54<br>～ 36.00 |     |

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 附 図



## 凡 例



区域変更により道路の区域  
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 414号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介 護 機 関 名          | 所 在 地            | 指定年月<br>日      |
|--------------------|------------------|----------------|
| 医療法人幸会クリニック<br>おかだ | 名古屋市港区幸町 2丁目25番地 | 令和 5年<br>4月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 415号

名古屋市総合体育館の臨時休館について

名古屋市総合体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第72号）第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市総合体育館のレインボーホール、第 2競技（会議室を含む。）、第 3競技場、アーチェリー場、25メートル温水プール、サンホール、研修室、和室及びトレーニング室を令和 6年 4月 1日から令和 7年 6月30日まで、臨時休館します。

令和 5年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 416 号

指定管理者の指定の変更について

令和元年名古屋市告示第 450 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 5 年 8 月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

| 施設の名称           | 指定管理者                                   | 指定の期間                             |                                   |
|-----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                 |                                         | 変更前                               | 変更後                               |
| 名古屋市東山公園テニスセンター | 大阪府中央区北浜四丁目 1 番 23 号<br>東山の森 3 M パートナーズ | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 8 月 4 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加 藤 倫 子

## 名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号

### 名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程（平成16年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「。以下同じ」を削り、同条第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 9 条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、他の局の所管に属すると認められる文書は、総務局行政DX推進部法制課へ返送しなければならない。

第 9 条第 2 項中「次の各号」を「前項の規定にかかわらず、次」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 2 号に掲げるものは文書整理簿に登載することを要しない。

第 9 条第 2 項第 3 号中「必要の」を「必要が」に改める。

第10条第 1 項各号列記以外の部分中「電子情報」を「電子情報（条例第 2 条

第5号に規定する電子情報をいう。以下同じ。）」に改め、同項中「次の各号」を「次」に改める。

第11条第4項中「それ」を「これ」に改める。

第13条を次のように改める。

（電磁的記録の保存）

第13条 電子情報は、文書管理システムに登録して保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる電子情報は、それぞれ当該各号に定める方法により保存するものとする。

(1) 他の情報システムによる情報処理の用に供される電子情報 情報システム管理者（規則第37条第1項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(2) 電子情報（情報システムによる情報処理の用に供されるものを除く。）  
事務局において保存する。

2 電磁的記録（条例第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。）（電子情報を除く。）は、事務局において保存するものとする。

第14条中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第1項第5号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定」を「個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）」に改める。

第17条第2項中「場合は、」を削り、同条第3項中「受託業者等」を「当該廃棄の委託を受けた者」に改める。

第18条中「）又は」を「。）又は」に改め、「等」を削り、「得なければ」を「受けなければ」に改める。

第19条中「等」を削る。

第20条から第25条までを削り、第26条を第20条とする。



## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市選挙管理委員会情報あんしん規程第15条第1項第5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市教育委員会告示第19号

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立たかしま小学校の通学区域の設定及び名古屋市立久方中学校の通学区域の変更について次のように定め、令和6年4月1日から施行します。

令和5年8月3日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 名古屋市立小学校の通学区域の設定

次の区域を名古屋市立たかしま小学校の通学区域とする。

名古屋市立高坂小学校及び名古屋市立しまだ小学校の通学区域

2 名古屋市立中学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立久方中学校の通学区域とする。

名古屋市立たかしま小学校及び相生小学校の通学区域

教育委員会事務局総務部教育環境整備課

名古屋市上下水道局告示第13号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月2日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2項収納取扱金融機関中「株式会社福井銀行」を削る。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス中村二瀬店

名古屋市中村区二瀬町26番 3の一部、26番 4、26番 5

### 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                              |                |                           | 変更後         |                |                                 |
|----------------------------------|----------------|---------------------------|-------------|----------------|---------------------------------|
| 氏名又は<br>名 称                      | 代表者の<br>氏 名    | 住 所                       | 氏名又は<br>名 称 | 代表者の<br>氏 名    | 住 所                             |
| (株)NTT西<br>日本アセッ<br>ト・プラン<br>ニング | 代表取締役<br>松本 順一 | 大阪市中央<br>区今橋二丁<br>目 5番 8号 | 変更なし        | 代表取締役<br>盛山 弘一 | 大阪市都島<br>区東野田町<br>四丁目15番<br>82号 |

### 3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和 4年 6月15日
- (2) 設置者の住所については、令和 4年 8月29日

### 4 変更した理由

設置者の代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 6月 2日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月 4日から同年12月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月 4日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S 3プロジェクト

名古屋市中区栄三丁目 818番 ほか 9筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前          |                |                           | 変更後         |                |      |
|--------------|----------------|---------------------------|-------------|----------------|------|
| 氏名又は<br>名 称  | 代表者の<br>氏 名    | 住 所                       | 氏名又は<br>名 称 | 代表者の<br>氏 名    | 住 所  |
| 平和不動産<br>(株) | 代表取締役<br>土本 清幸 | 東京都中央<br>区日本橋兜<br>町 1番10号 | 変更なし        | 代表執行役<br>土本 清幸 | 変更なし |

### 3 変更の日

令和 4年 6月24日

### 4 変更した理由

代表者の役職名変更のため

### 5 届出の日

令和 5年 6月19日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月 4日から同年12月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月 4日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

B I N O 栄

名古屋市中区錦三丁目2408番 ほか 3筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前            |                |                           | 変更後         |               |      |
|----------------|----------------|---------------------------|-------------|---------------|------|
| 氏名又は<br>名 称    | 代表者の<br>氏 名    | 住 所                       | 氏名又は<br>名 称 | 代表者の<br>氏 名   | 住 所  |
| 日本生命保<br>険相互会社 | 代表取締役<br>松永 陽介 | 大阪府中央<br>区今橋三丁<br>目 5番12号 | 変更なし        | 代表取締役<br>清水 博 | 変更なし |

### 3 変更の日

令和 5年 3月25日

### 4 変更した理由

代表者変更のため

### 5 届出の日

令和 5年 6月 5日



6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月 4日から同年12月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月 4日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課